

この資料は審査会用に作成したものです。審査の過程で変更されることがありますので、取り扱いにご注意願います。

事業者資料

## JFE 扇島火力発電所更新計画 環境影響評価準備書に関する補足資料

- 6. 微小粒子状物質を評価項目として選定しない理由・・・ 1
  
- 7. 二酸化窒素に関する達成目標について・・・・・・・・・・ 2

平成 28 年 6 月 21 日

JFE スチール株式会社

## 6. 微小粒子状物質を評価項目として選定しない理由

### 【質問】

意見の概要と事業者見解の説明において、微小粒子状物質を環境影響評価項目として選定していない理由として、本事業による前駆物質の排出量(二次生成粒子の基となる窒素酸化物、硫黄酸化物、PM2.5の一次粒子を含むばいじん)が低減するからとしているが、事業者見解7の「なお、以降」の予測手法が開発途上であるからが理由ではないのか、説明いただきたい。

### 【回答】

環境影響評価項目の選定は、準備書P.358の「10.1.1環境影響評価の項目」に記載のとおり、「発電所アセス省令」に定める参考項目を基本として、事業特性及び地域特性を踏まえ選定し(方法書手続き)、さらに、事業計画の詳細検討結果、及び方法書についての意見と知事意見を勘案して、環境影響評価項目の削除又は追加を行いました。

微小粒子状物質(PM2.5)については、参考項目ではありませんが、一次粒子であるばいじんの排出を低減すること、二次生成粒子のもととなる窒素酸化物、硫黄酸化物の排出を抑制すること、その他の前駆物質である非メタン揮発性有機化合物(NMVOC)は、排出量の割合がVOC排出施設として排出規制が行われている塗装、乾燥施設等と比較すると相対的に小さいことから、評価項目として、選定しないこととしました(準備書P.364の注<sup>\*2</sup>)。

準備書についての意見は、PM2.5の予測・評価がされていないことに関するものであるため、事業者の見解においては、環境影響評価項目として選定しない理由を示した上で、予測・評価が難しい理由を示し、新1号機の供用後も適切な運転管理を行い、大気汚染物質の排出抑制に務めて参ることとしました。

事業者見解については、第3段落の「なお、PM2.5の予測については」の「なお」を削除することを検討します。

## 7. 二酸化窒素に関する達成目標について（意見概要 P. 13、P. 16）

### 【質問】

意見概要には、川崎市が環境目標値として「1時間値の1日平均値が0.02ppm以下であること。」を定めているにも関わらず、事業者が国の環境基準である「1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。」を基準としていることに疑問を呈するご意見がありました。事業者の見解として、国の環境基準と川崎市の対策目標値は同じであるから問題ないといった趣旨が記載されていましたが、これでは上述のご意見に正確に答えているとは考えられません。川崎市の対策目標値は確かに国の環境基準と同じ値となっていますが、対策目標値が設定される前提として環境目標値があり、これは「市民の健康を保護し、生活環境を保全するための環境上の条件に係る目標値」として、環境基本条例に基づき定められているものです。その上で、この環境目標値の達成に向けて、公害防止等生活環境保全条例において講ずべき対策上の目標として対策目標値が設定されているという立て付けになっています。事業者は川崎市において設定されている環境目標値についてどのように考えているのか、対策目標値ではなく本来は環境目標値の達成を目指すべきではないのか、また、あくまでも環境目標値ではなく対策目標値を採用するというのであれば、それはいかなる理由によるのかを明確にしていきたい。

### 【回答】

川崎市環境基本計画（2011（平成23）年3月全面改定）では、二酸化窒素について、「2015年までのできるだけ早期に、二酸化窒素濃度について全測定局で対策目標値の達成を目指す。達成後は当面の目標として、対策目標値の下限値の0.04ppm又はそれ以下を目指す。」と記載されています。

川崎市の二酸化窒素の対策目標値の達成状況については、未達成の測定局が減少しているもの、安定して全測定局で達成している状況ではありません。（平成24年度非達成、平成25年度達成、平成26年度非達成）

したがって、二酸化窒素の評価については現時点での対策目標値と同じである国の環境基準で評価しております。

本事業では、新1号機は窒素酸化物抑制対策として、低NO<sub>x</sub>燃焼器及び排煙脱硝装置を設置し、新1号機を最大限利用することから、扇島火力発電所全体の窒素酸化物の年間排出量は現状より45%低減する計画としました。これにより、川崎市の大気環境保全に資することが出来るものと考えております。